

議案第 3 4 号

甲府市建築基準法施行条例及び甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

甲府市建築基準法施行条例及び甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市建築基準法施行条例及び甲府市建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

(甲府市建築基準法施行条例の一部改正)

第 1 条 甲府市建築基準法施行条例（昭和 5 4 年 1 2 月条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条の 2 に次の 2 項を加える。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 2 8 年国土交通省令第 5 号）第 2 条第 1 項第 1 号イ又はロに掲げる基準（次項において「仕様基準」という。）に適合することの確認を受ける場合において、法第 6 条第 1 項の規定による建築物に関する確認の申請又は法第 1 8 条第 2 項の規定による建築物に関する計画の通知をしようとする者は、第 1 項の手数料の額に、当該申請又は通知に係る建築物の建築（移転する場合を除く。）に係る部分の用途及び床面積の合計に応じ、次の表に掲げる額を加えた額の手数料を納めなければならない。

用途	床面積の合計	金額（1 件につき）
一戸建ての住宅	2 0 0 平方メートル未満のもの	12, 000 円



ギー消費性能適合性判定に係る建築物の非住宅部分の用途が前号に掲げるもの」に、「別表第1」を「別表第3」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号中「別表第1」を「別表第3」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）」を「基準省令」に改め、同号を同項第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の用途が一戸建ての住宅の場合 別表第1の第1欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る一户建ての住宅の床面積の合計の区分に応じ、適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準である場合にあっては同表の第2欄に、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準である場合にあっては同表の第3欄に、それ以外の場合にあっては同表の第4欄にそれぞれ掲げる額
- (2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の住宅部分の用途が一戸建ての住宅以外の住宅の場合 別表第2の第1欄に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る一户建ての住宅以外の住宅の床面積の合計の区分に応じ、適合させようとする基準が基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準である場合にあっては同表の第2欄に、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準である場合にあっては同表の第3欄に、それ以外の場合にあっては同表の第4欄にそれぞれ掲げる額

第3条第3項中「別表第1」の次に「から別表第3まで」を加え、同条第4項中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項第1号中「別表第2」を「別表第4」に改め、同項第2号中「別表第3」を「別表第5」に改め、同項第3号中「別表第4」を「別表第6」に改め、同項第4号ア中「別表第3」を「別表第5」に改め、同号イ中「別表第4」を「別表第6」に改め、同条第5項第2号中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同号ア中「別表第2」を「別表第4」に改め、同号イ中「別表第3」を「別表第5」に改め、同号ウ中「別表第4」を「別表第6」に改め、同号エ(7)中「別表第3」を「別表第5」に改め、同号エ(4)中「別表

第4」を「別表第6」に改め、同条第6項を削る。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
200平方メートル未満	33,000円	17,000円	24,000円
200平方メートル以上	37,000円	18,000円	27,000円

別表第2（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
300平方メートル未満	67,000円	32,000円	49,000円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	112,000円	55,000円	84,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	192,000円	101,000円	146,000円
5,000平方メートル以上	275,000円	153,000円	214,000円

別表第3（第3条関係）

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
300平方メートル未満	18,000円	22,000円	85,000円	223,000円
300平方メートル以上 1,000平方	25,000円	30,000円	108,000円	279,000円

メートル未満				
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	36,000円	42,000円	143,000円	361,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	93,000円	99,000円	231,000円	515,000円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	140,000円	147,000円	302,000円	635,000円
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	174,000円	182,000円	363,000円	750,000円
25,000平方メートル以上	216,000円	225,000円	426,000円	856,000円

別表第4（第3条関係）

	申請に併せて適合証等（別に市長が指定する者が作成した当該申請に係る建築物エネルギー消費性能	申請に併せて適合証等を提出しない場合		
		適合させようとする基準が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準である場合	適合させようとする基準が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準である場合	それ以外の場合

	向上計画が 法第30条 第1項第1 号に掲げる 基準に適合 しているこ とを証する 書類その他 の書類であ って別に市 長が指定す るものをい う。以下同 じ。)を提出 する場合				
200平方メー トル未満	4,000円	33,000円	17,000円	24,000円	
200平方メー トル以上	4,000円	37,000円	18,000円	27,000円	

別表に次の2表を加える。

別表第5（第3条関係）

	申請に併せ て適合証等 を提出する 場合	申請に併せて適合証等を提出しない場合		
		適合させよ うとする基 準が基準省 令第10条 第2号イ(1) 及びロ(1)に 掲げる基準	適合させよ うとする基 準が基準省 令第10条 第2号イ(2) 及びロ(2)に 掲げる基準	それ以外の 場合

		である場合	である場合	
300平方メートル未満	9,000円	67,000円	32,000円	49,000円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	19,000円	112,000円	55,000円	84,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	43,000円	192,000円	101,000円	146,000円
5,000平方メートル以上	78,000円	275,000円	153,000円	214,000円

備考 申請に係る住宅が基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅に該当する場合にあっては、当該申請に係る住宅の共用部分の床面積は、当該申請に係る床面積に算入しない。

別表第6（第3条関係）

	申請に併せて適合証等を提出する場合	申請に併せて適合証等を提出しない場合	
		適合させようとする基準が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準である場合	それ以外の場合
300平方メートル未満	9,000円	85,000円	223,000円
300平方メートル以上 1,000平方	16,000円	108,000円	279,000円

メートル未満			
1,000平方メートル以上 2,000平方メートル未満	26,000円	143,000円	361,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	78,000円	231,000円	515,000円
5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	124,000円	302,000円	635,000円
10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	157,000円	363,000円	750,000円
25,000平方メートル以上	197,000円	426,000円	856,000円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

建築基準法等の一部改正に伴い、建築物の確認申請等に係る手数料について所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。